

[事案 28-312] 契約者貸付無効請求

・平成 29 年 12 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

契約者貸付金について、保険金額の減額による返済勧奨がなかったことを理由に、貸付金残高の返済について照会した時点に遡っての減額手続による貸付金全額返済を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 61 年 9 月に契約した終身保険について、契約者貸付を受け、その貸付金残高が 200 万円になった時期に、配偶者を介して返済に関し問い合わせたところ、担当者は返さなくてよい旨述べたのみで、減額手続による清算方法を説明しなかったことから、貸付金残高が 200 万円の時点に遡っての減額手続により貸付金全額返済としてほしい。

<保険会社の主張>

担当者は、保険金または解約返戻金と相殺することにより清算が行われる旨の説明をしており、単に返さなくてよい旨の説明はしていない。また、当社には、貸付金清算のための減額勧奨を行う義務はないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付の経過等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者に貸付金の清算方法として減額手続があることを説明する義務があるとは認められないが、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 本貸付は、申立人の配偶者が作成した契約者貸付請求書を用いて、担当者が申立人の配偶者と面接したうえで行われたが、担当者は、申立人と面接しておらず、その後も申立人の配偶者とのみ接点を持っていた。

(2) 担当者が申立人と面接する等接点を持っていれば、申立人は早い時期に貸付金額を把握し、返済方法についても直接担当者から確認することで、本件紛争は回避された可能性があった。